

平成 29 年度  
亀岡市地域公共交通会議

平成 30 年 1 月 30 日  
まちづくり推進部 政策交通課

## 議事(1)

### 亀岡地区コミュニティバスの路線変更について

#### ○西つつじヶ丘美山台延伸に伴う路線変更（試験運行）

対象路線 亀岡地区コミュニティバス東コース

変更内容

- ・高低差のある交通不便地である西つつじヶ丘美山台に路線を延伸する。
- ・西つつじヶ丘美山台地内に「美山台」、「霧二公園前」を新設する。

変更時期 平成30年3月31日（土）【予定】

本格運行判断基準

1日あたり新設区間の目標利用人数 10人

- ・停留所あたり利用人数/日：4.56人・・・①
- ・新設停留所数：2カ所・・・②
- ・経費増加率：1.09倍・・・③
- ・①×②×③ = 9.94人 ≒ 10人

試験運行期間 平成32年3月まで（2年間）

#### ○「総合福祉センター前」停留所の廃止

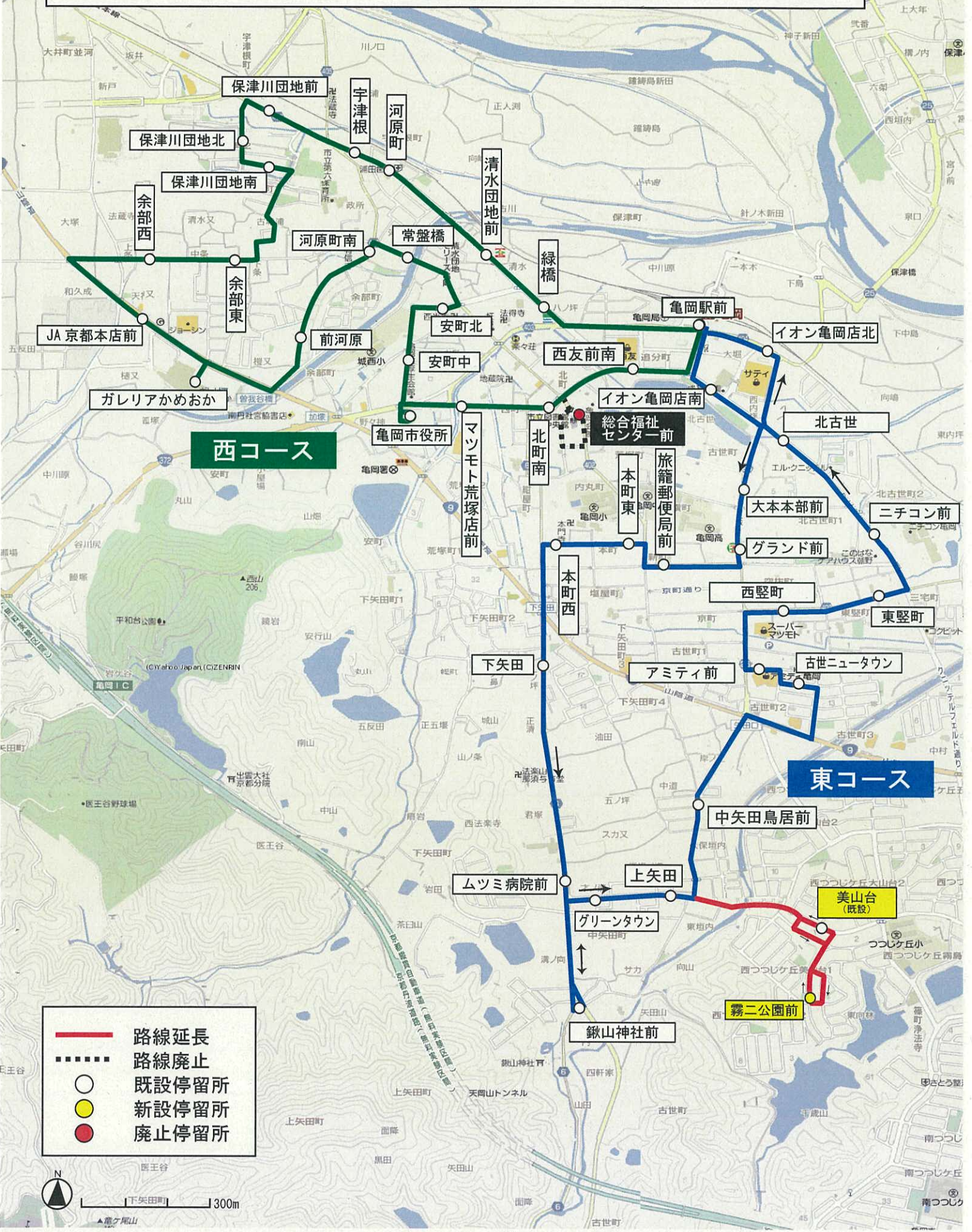
対象路線 亀岡地区コミュニティバス西コース

廃止時期 平成30年3月31日（土）【予定】

廃止理由

- ・利用者が少ない。（利用者0.2人/便）
- ・「北町南」（近隣停留所）までの距離が約80mと短い。

# 亀岡市コミュニティバス運行路線図 [平成30年度計画]



**西コース**



**東コース**

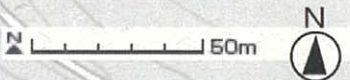
- 路線延長
- - - - 路線廃止
- 既設停留所
- 新設停留所
- 廃止停留所



# 亀岡地区コミュニティバス 新設停留所位置図



	運行ルート
	新設停留所



# 亀岡地区コミュニティバス 廃止停留所位置図

## 「総合福祉センター前」位置図



凡例	
	運行経路
	廃止路線
	既設停留所
	廃止停留所



## 議事(2)

### 篠地区コミュニティバスの路線変更について

#### ○篠地区コミュニティバスのルートの再編（試験運行）

対象路線	篠地区コミュニティバス朝夕・昼間コース
新設停留所	篠町地内に「新西川橋」、「柏原公園前」、三宅町地内に「三宅荘園前」を新設する。
廃止停留所	亀岡市篠町内の利用者の少ない「野田」、「マツモトうまほり店前」、「広道」、「安詳小学校前」、「旧出荷場前」、「新畑田」、「篠」の7カ所を廃止する。
運行便数	現行 朝時間帯4便 昼間時間帯10便 夕方時間帯4便 新計画 朝時間帯4便 昼間時間帯6便 夕方時間帯4便
運行ルート	現行 朝時間帯 牧田⇒観音芝⇒馬堀駅⇒亀岡市立病院 昼間時間帯 馬堀駅⇔夕日ヶ丘⇔馬堀駅 夕方時間帯 亀岡市立病院⇒馬堀駅⇒観音芝⇒牧田  新計画 朝時間帯 牧田⇒馬堀駅⇒亀岡駅⇒馬堀駅 ⇒亀岡市立病院 昼間時間帯 アルプラザ⇔観音芝⇔馬堀駅⇔ 亀岡駅⇔馬堀駅⇔亀岡市立病院 夕方時間帯 亀岡市立病院⇒馬堀駅⇒亀岡駅 ⇒馬堀駅⇒観音芝⇒牧田
再編時期	平成30年3月31日（土）【予定】 ※ただし、馬堀駅⇔亀岡駅間については、北古世西川線概成後に運行を開始することとします。

本格運行判断基準 年間収益率30%以上（「亀岡市地域公共交通計画」収益目標）

試験運行期間 平成30年9月まで（6カ月間）

# 篠地区コミュニティバス路線図(案)

朝夕時間帯

- 現行路線(新計画)
- - - 延長路線(新計画)
- 既設停留所
- 新設停留所
- 廃止停留所



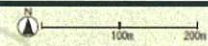


# 篠地区コミュニティバス路線図(案)

昼間時間帯



- 現行路線(新計画)
- - - 延長路線(新計画)
- - - 廃止路線
- 既設停留所
- 新設停留所
- 廃止停留所



至 阪急桂駅・JR京都駅



# 篠地区コミュニティバス 新設停留所位置図

三宅荘園前

柏原公園前

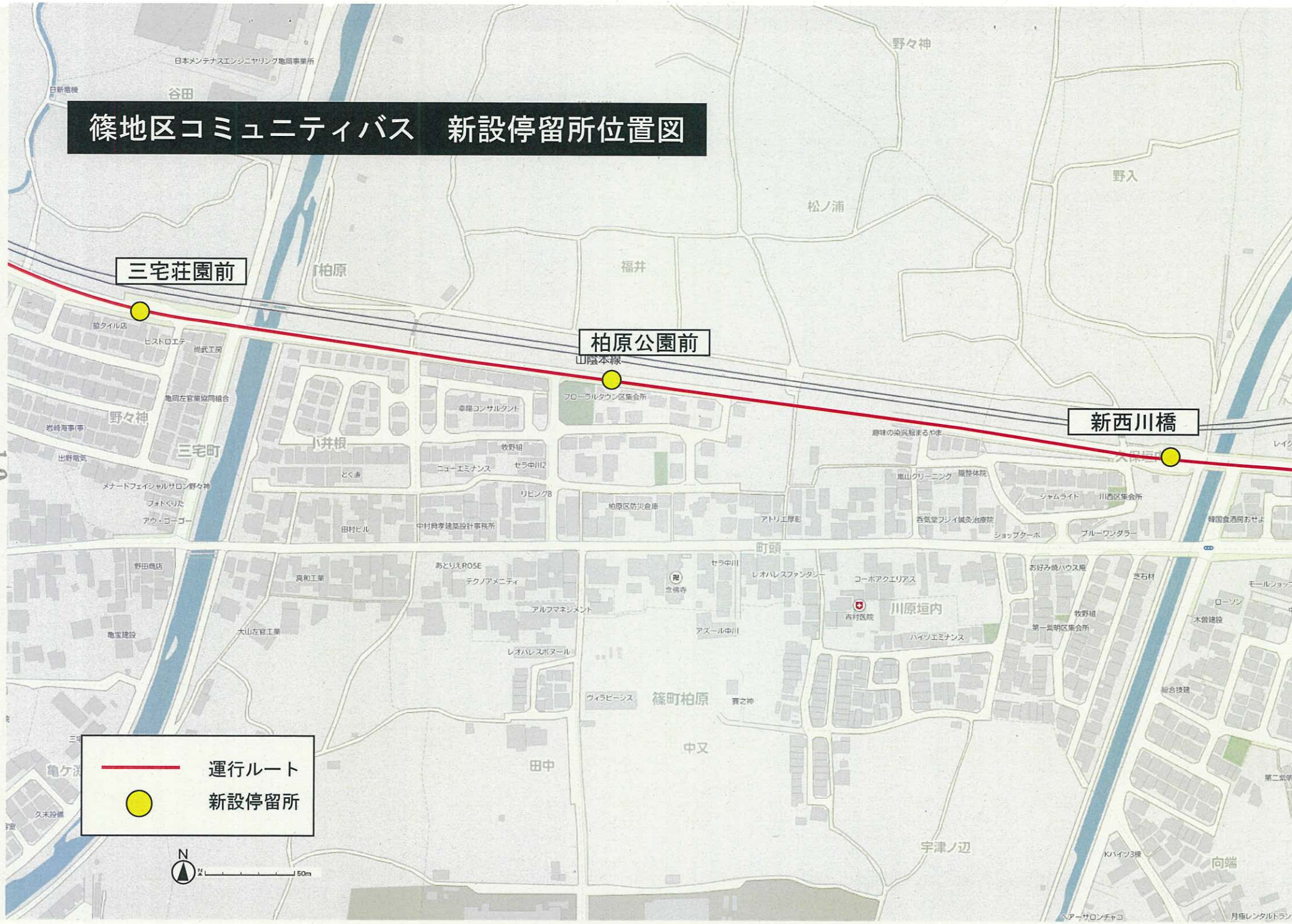
新西川橋

— 運行ルート —  
● 新設停留所



50m

10



5-3 篠町の交通空白地域解消・市立病院へのアクセス向上

(1) 施策内容

- ・エリア全体にバス路線の空白地域が存在している。また、市域からエリア内の亀岡市立病院へのアクセスが悪い。
- ・篠町から中心部への買い物等の日常生活を支えるとともに、中心部から亀岡市立病院への利便性を向上させるため、空白地域と鉄道駅や主要施設、亀岡市立病院を結ぶ路線の新設を検討する。

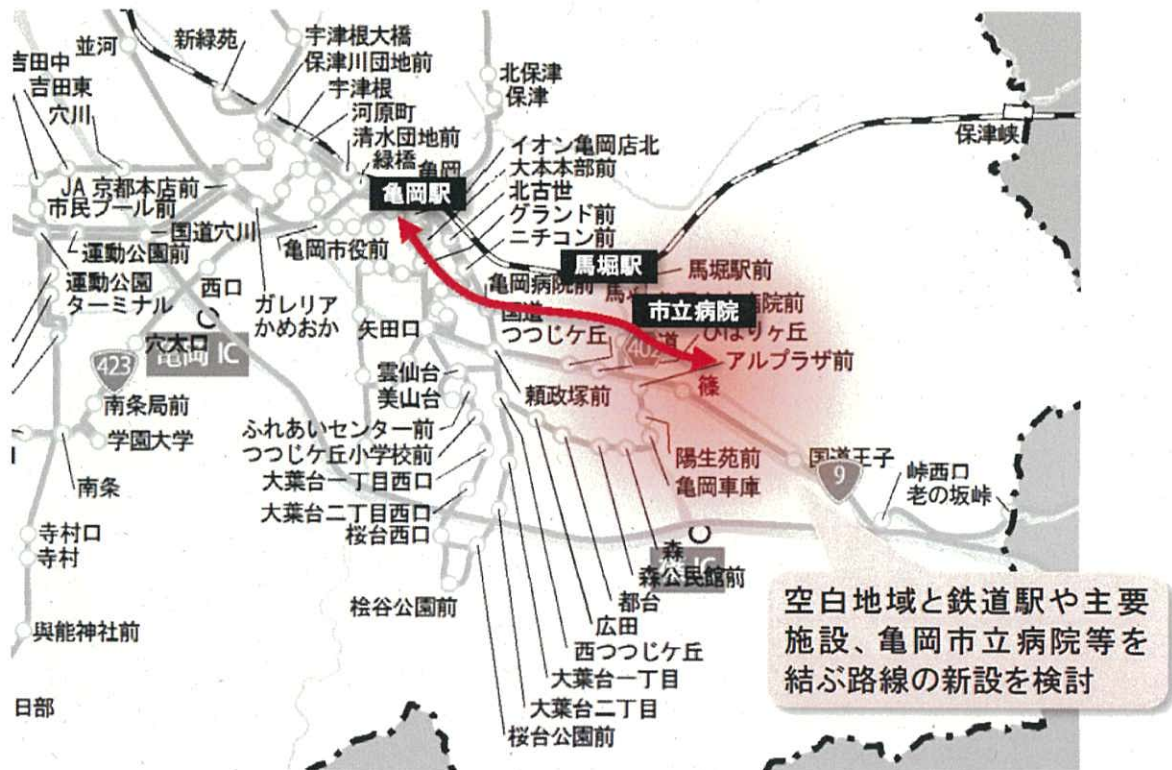


図5-6 取り組みイメージ図

(2) 実施者

<実施主体> 亀岡市政策推進課

<関係者> 沿線地域の地域団体・住民（篠町自治会等）  
交通事業者

(3) 取り組み手順

試験運行等により、導入の効果・必要性を検証しながら、効率的・効果的に進める。



## 議事(3)

### ふるさとバスの路線変更について

#### ○蒔田野町鹿谷地区延伸に伴う交通空白地解消（試験運行）

対象路線 ふるさとバス並河駅コース

変更内容 蒔田野町鹿谷地区の交通空白地を解消するために路線を延伸する。

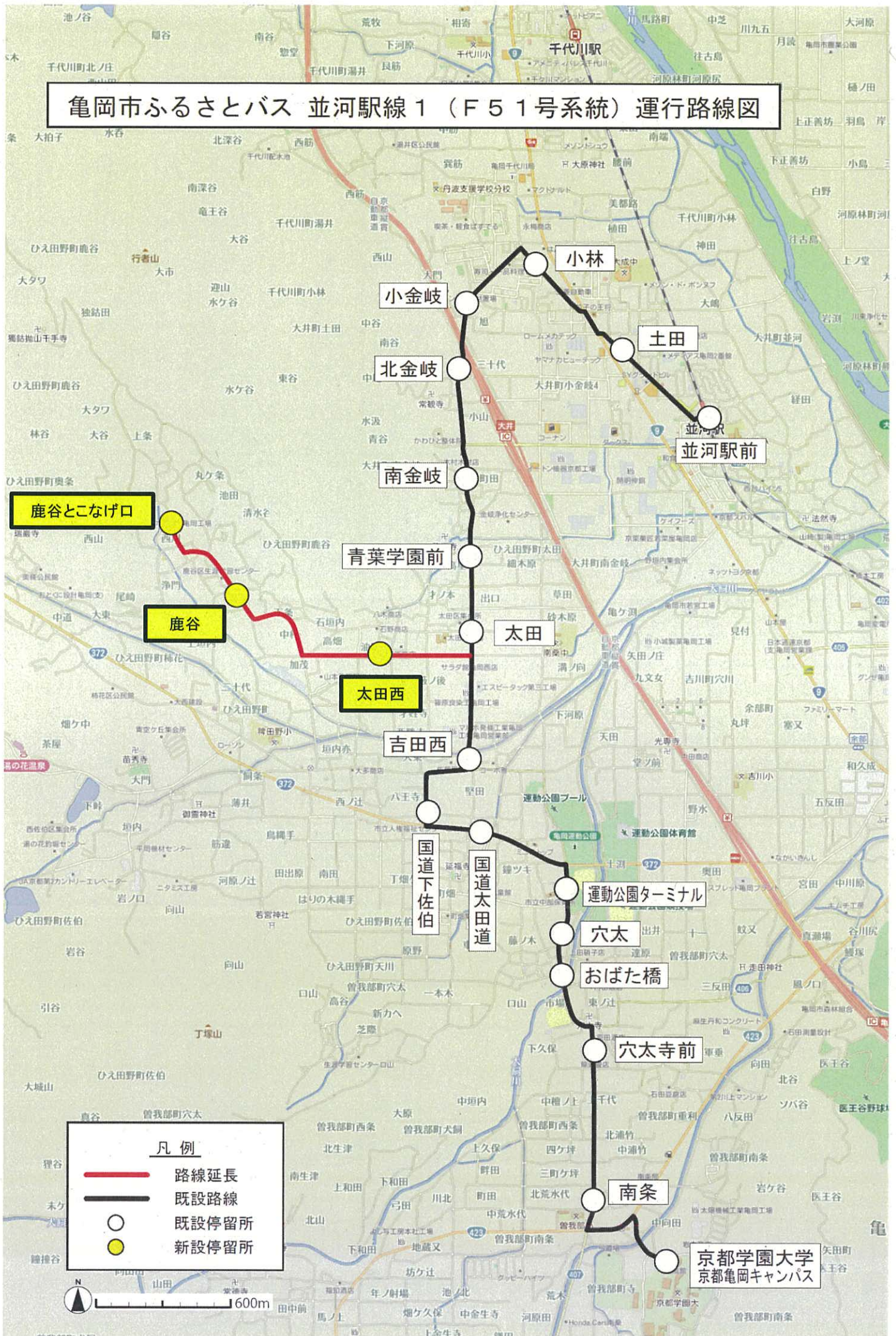
新設停留所 蒔田野町地内に「太田西」、「鹿谷」、「鹿谷とこなげ口」を新設する。

変更時期 平成30年3月31日（土）【予定】

本格運行判断基準 1日あたり新設区間の目標利用人数 5人  
・停留所あたり利用人数/日：1.44人・・・①  
・新設停留所数：3カ所・・・②  
・経費増加率：1.05倍・・・③  
・①×②×③ = 4.54人 ≒ 5人

試験運行期間 平成32年3月まで（2年間）

# 亀岡市ふるさとバス 並河駅線 1 (F51号系統) 運行路線図

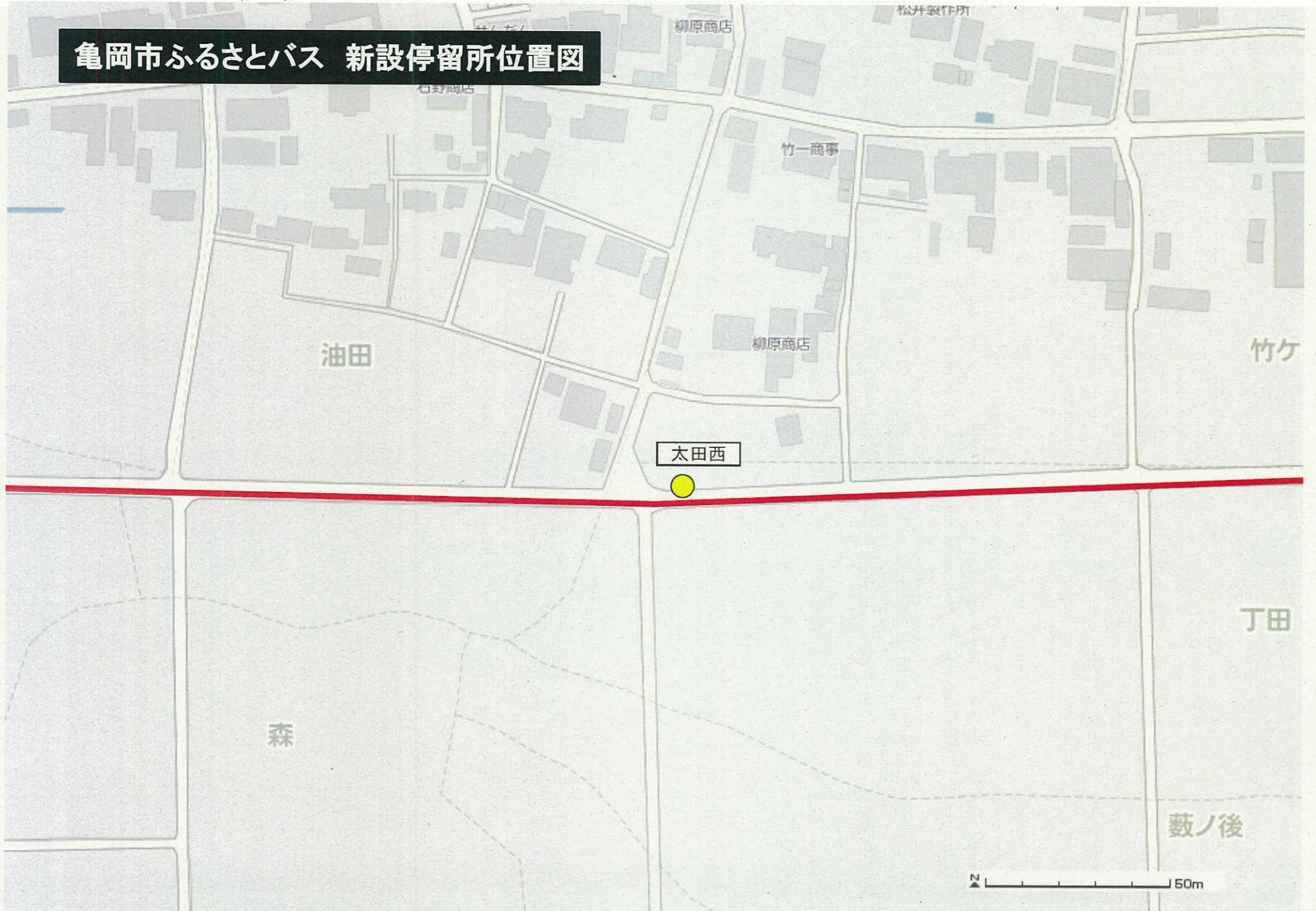


- 凡例**
- 路線延長
  - 既設路線
  - 既設停留所
  - 新設停留所





# 亀岡市ふるさとバス 新設停留所位置図



15

50m



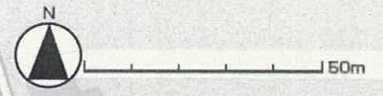
# 亀岡市ふるさとバス 新設停留所位置

鹿谷とこなげ口

鹿谷

凡例

- 運行路線
- 新設停留所



## (2) 交通空白地域への対応

「亀岡市地域公共交通計画」より抜粋

### 1) 施策内容

- 中部地区（菟田野町）にバス路線の空白地域が存在している。
- 中心部への買い物や通院等の日常生活を支えるため、既往路線と空白地域を結ぶデマンド方式の路線の運行を検討する。



図5-4 取り組みイメージ図

デマンド方式：ニーズ（電話予約等）に応じて決められた日・時間に運行（予約等がない場合は運行しない）または、ニーズに合わせてその都度運行する、小型車両を使用した運行形態。

### 2) 実施者

<実施主体> 亀岡市政策推進課

<関係者> 沿線地域の地域団体・住民（菟田野町自治会等）  
交通事業者

### 3) 取り組み手順

試験運行等により、導入の効果・必要性を検証しながら、効率的・効果的に進める。

①調整・検討

②試験運行

③必要性検証

④運行  
(必要と判断した場合)

## ■地域連携サポートプランとは

対象自治体の公共交通に関する課題について、近畿運輸局が現地に赴き、意見交換等を通じて自治体に寄り添いながら、一緒になって解決策を考えるものです。

### 『地域連携サポートプラン』の進め方

#### 自治体との協定締結

…近畿運輸局と自治体との間で「地域連携サポートプラン」協定を締結

#### 課題解決に向けた取組実施

…地域公共交通に関する現状把握、意見交換などを実施

#### 現状把握などを踏まえた課題整理

…自治体と連携しつつ、現状把握、意見交換などを踏まえ課題を整理

#### ワークショップの開催(運輸局・支局)

…学識経験者など第三者の観点から様々な意見や解決策を聴取

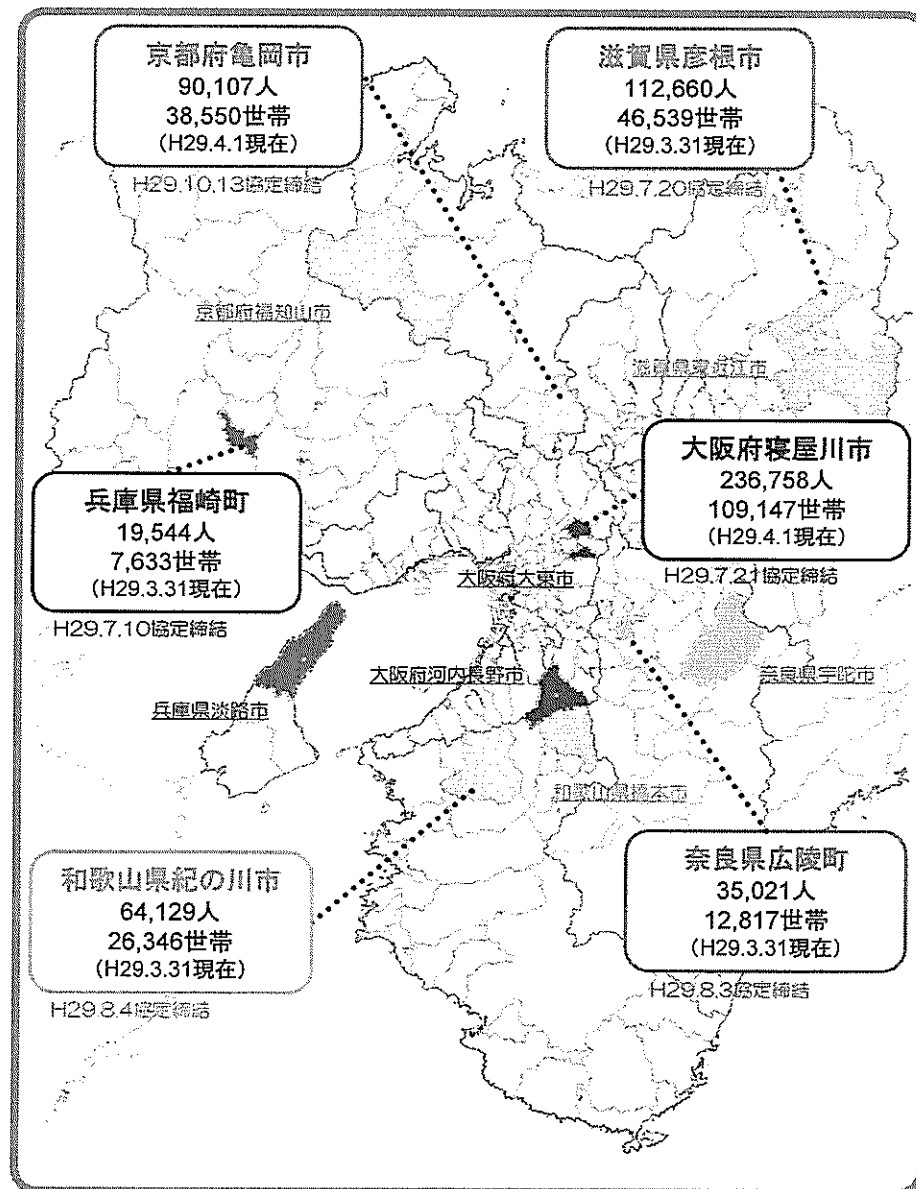
#### 課題解決に関する提案書交付

…近畿運輸局より課題解決に資する提案書を交付

#### 提案書交付自治体

	【協定締結】	【提案書交付】
滋賀県東近江市	H28.9.28	H29.5.24
京都府福知山市	H28.8.25	H29.7.21
大阪府河内長野市	H28.6.23	H29.5.25
大阪府大東市	H28.8.22	H29.5.23
兵庫県淡路市	H28.8.23	H29.3.16
奈良県宇陀市	H28.10.6	H29.4.26
和歌山県橋本市	H28.6.28	H29.4.21

### 『地域連携サポートプラン』対象自治体



平成29年度 地域連携サポートプラン協定

(目的)

第1条 この協定は、京都府亀岡市（以下「甲」という。）と国土交通省近畿運輸局（以下「乙」という。）が継続的に連携し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現、持続的な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通に関する課題解決を目指すことを目的とする。

(事業内容)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、乙と連携して地域公共交通に関する現状把握、意見交換、これらを踏まえた課題の整理等（以下「課題解決に向けた取組み」）を行い、課題解決に関する提案書の交付を受け、今後の様々な取組みに活かしていくものとする。  
2 乙は、京都運輸支局を中心に、前条の目的を達成するため、課題解決に向けた取組み及び当該課題解決に関する提案書の交付を行い、甲をサポートするものとする。

(秘密保持)

第3条 この協定に関する取組みにおいて、甲と乙が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾がある場合は、この限りではない。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年度末までを期間とする。

(その他)

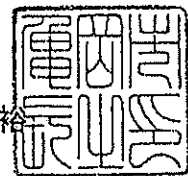
第5条 この協定に定めのない事項を定めるとき又はこの協定に定める事項を変更するときは、互いに協議を行い、合意することを必要とする。  
2 本協定の有効期間内において、協定当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、この協定を有効とする。

平成29年10月13日

(甲) 京都府亀岡市安町野々神8番地

京都府亀岡市

代表者 亀岡市長 桂川 孝 裕



(乙) 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号

国土交通省近畿運輸局

代表者 近畿運輸局長 坂野 公 治

